



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発行者 情報宣伝部
2025年10月1日 No.936

乗務業務の「予備勤務の見直し」をさらに解明する！

「勤務制度の見直しに関する第二次解明申し入れ」の団体交渉を開催（9月30日開催）

【乗務業務における予備勤務の見直し】

▼乗務割交番作成に複数の勤務種別を指定することは可能なのか？

- ・「乗務割交番作成規程」の第2条5項に「行路群」とある。この条文により複数の勤務種別を指定することは可能であると考えている。考え方は現行と変わらない。
- ・これまで予備勤務で指定していた勤務は「変形日勤等」としていく。変形日勤であっても輸送障害等の場合は「待機」を指示する場合もある。
- ・乗務割交番は「特／公／予」を「特／公／変」とする。
- ・在宅休養時間の考え方は現行と変わらない。

▼乗務員勤務以外の勤務の社員が乗務する場合のアルコール検査を行う時期は？

- ・乗務することが決まったときにアルコール検査を実施する。取り扱いは現行と変わらない。

▼乗務員勤務以外の勤務の社員が乗務する場合、アルコール検査で 0.00 mg以外が検出された場合の取り扱いはどうなるのか？

- ・当該社員が飲酒を否定し、2回目のアルコール検査でも 0.00 mg以上が検出された場合は、その時間から「欠在」となる。現行でも「欠在」として取り扱っている。

▼1日目「変形」、2日目「乗務」の勤務指定で変形勤務中の急遽、乗務をして日をまたいで退勤した場合の取り扱いは？

- ・所定労働時間帯以外の時間に、臨時の勤務の労働時間数が5時間に達したときは、2日目の乗務を変形日勤に変えて非番を付与することになる。
- ・非番を付与できない場合、所定の「乗務」のほか、変形日勤や出勤時間を変えるなど、対応はケースバイケースになると考えている。

▼これまでの「交番予備」及び「波動予備」の要員の考え方は？

- ・交番の概念は残る。変更する考えはない。業務量を見て必要な要員を確保する。
- ・波動における要員の考え方も変わらない。

▼現業・非現業といった働き方の区別を無くし、現場第一線の職場と企画部門を融合した事業運営を行うことで要員に余裕が生まれるのか？

- ・現場では休日出勤の増加など、要員がカツカツであることは認識している。これまで企画業務を行っていた社員と業務量をシェアすることができるようになるが、大きく変わらないと考えている。

予備勤務の廃止提案（就業規則第88条の廃止）は、乗務業務を前提としない変形日勤で対応することから、急遽の対応（食事や着替えなど乗務業務に対する「構え」）ができなくなり、鉄道運行に影響を及ぼすことが懸念されます。